

福岡県工賃向上計画（第5期）
（令和6年度～令和8年度）

令和7年3月改定

福 岡 県

目 次

第 1 章 計画策定の基本的考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格・位置づけ	1
3	計画期間	1
4	対象事業所	1

第 2 章 工賃向上計画（第 4 期）の取組状況及び工賃等の現状

1	工賃向上計画（第 4 期）における主な取組状況	2
2	工賃等の現状	5

第 3 章 目標工賃

1	目標工賃の設定	9
2	計画の進捗管理	9

第 4 章 具体的な方策

1	共同受注の推進	10
2	経営力の強化	11
3	販売機会の提供及び認知度向上	11
4	農福連携の推進	12
5	優先調達への推進	12

第 5 章 推進体制

1	県の役割	13
2	市町村の役割	13
3	障がい者施設の役割	13

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、「福岡県障がい者長期計画（第3期）」（以下「長期計画」という。）を策定し、障がいのある人の収入水準向上に向けた取組をはじめ、自立や社会参加の支援等のための施策を推進しています。

この収入水準向上については、就労継続支援B型事業所等（以下「事業所」という。）で働く障がいのある人を対象として、平成19年度から「工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）」を、平成24年度以降は3年毎に「工賃向上計画」を策定するとともに、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを総称して「まごころ製品」と名付け、その販売促進を図るなど取組を進めてきました。

こうした取組の結果、工賃倍増5か年計画開始前の平成18年度に約11,700円であった工賃倍増計画対象施設（※）の平均工賃月額は、令和4年度には15,607円と上昇したところですが、障がいのある人が地域で自立した生活を送るには十分な水準ではありません。

このため、令和5年度を終期とした「福岡県工賃向上計画（第4期）」を引き継ぎ、また、長期計画の実現に向けた具体的な行動計画として、新たに「福岡県工賃向上計画（第5期）」を策定し、県、市町村、企業、事業所、関係団体が一体となって、障がいのある人の更なる工賃向上を目指すこととします。

なお、令和6年度報酬改定に基づく平均工賃月額の算定方法の見直し後、初めて公表された令和5年度平均工賃月額（令和7年1月）を踏まえ、本県工賃目標額の改定を行いました（令和7年3月）。

※ 障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスを提供する事業所及び通所・入所授産施設や小規模通所授産施設（雇用契約を締結する就労継続支援A型事業所及び福祉工場を除く。）

2 計画の性格・位置づけ

本計画は、長期計画の実現に向けた具体的な行動計画として策定するものです。

また、計画策定に当たっては、国が定める「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」（令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、県としての目標工賃や具体的な方策を定めます。

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

4 対象事業所

就労継続支援B型事業所を対象とします。

第2章 工賃向上計画(第4期)の取組状況及び工賃等の現状

1 工賃向上計画(第4期)における主な取組状況

(1) 認知度向上・販売機会の提供

① 県庁舎、総合庁舎での販売会等の実施

県庁地下1階に「まごころ製品」を販売する「まごころ製品ショップ」を常設するとともに、県庁1階ロビーに「まごころ製品」の常設展示を行い、PRを行いました。

また、各総合庁舎では、定期的に「まごころ製品」販売会を開催しました。

障害者週間には、県議会棟や県庁ロビー、各総合庁舎で販売会を開催しました。

図表1 県庁舎等での販売会実績

単位:万円

販売会名	R3年度	R4年度	R5年度
夏の販売会 (県庁ロビー)	107	99	162
障害者週間 販売会 (県庁ロビー、県議会棟、各総合庁舎)	340	375	363
定期販売会 (各総合庁舎)	323	506	622
合計	770	980	1,147

② 芋焼酎「自立」の販売促進

県と事業所が共同開発した芋焼酎「自立」について、県職員向けの幹旋販売やアンテナレストラン「福扇華」での提供、ふるさと納税の返礼品に用いるなど、販売促進に取り組みました。

(2) 販路拡大

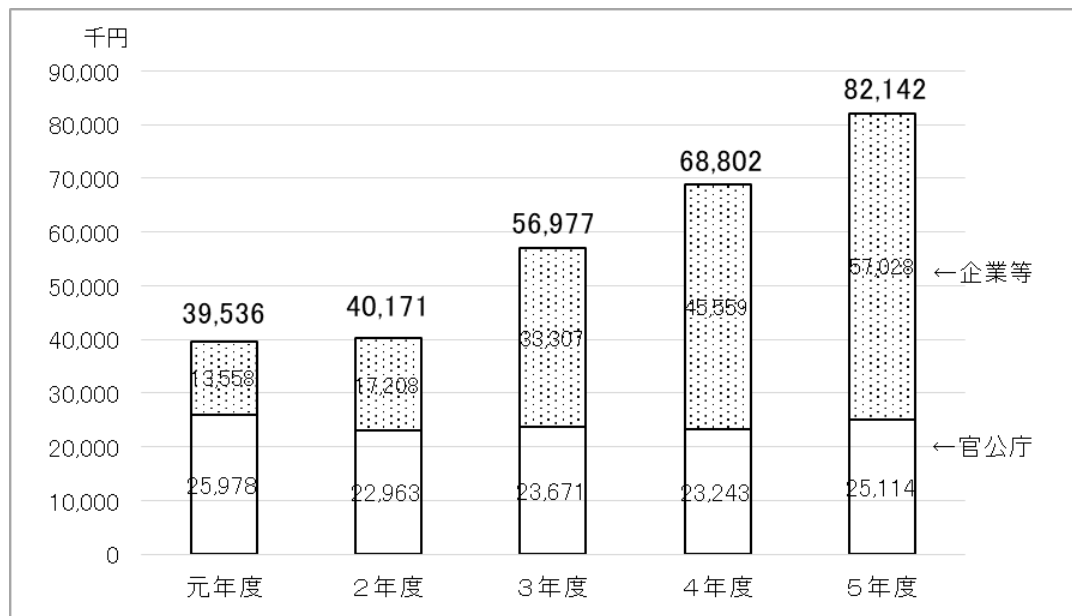
① 「まごころ製品」デスクの設置

共同受注(※)のワンストップ窓口である「まごころ製品デスク」の取扱高は順調に増加しました。

また、共同受注を一層推進するため、JA福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体等が参画する福岡県共同受注推進協議会を設置し、共同受注の拡大に向けた取組を進めました。共同受注推進協議会の取組により、農業者と事業所とのマッチングが成立しました。

(※) 共同受注：複数の事業所が連携することで、大口の受注に対応できるようになるなど、供給の円滑化に資する取組

図表 2 共同受注窓口の受注金額の推移



令和3年7月、公益財団法人日本財団と「働く障がいのある人の支援のための連携協定」を締結しました。日本財団との連携のもと、障がいのある人向け受注業務の営業を専門とする民間企業と連携し、共同受注窓口の活性化を図りました。

また、複数の障がい者施設の利用者が共同で国立国会図書館等のデジタル化作業を行う「就労支援の場」を県内3箇所に開設してその取組を進めるとともに、「就労支援の場」を活用して県公文書のデジタル化にも取り組んでいます。

② 各種研修会等の実施

事業所に対し、経営管理や商品・サービス価値向上の専門家を派遣するアドバイザー派遣事業を実施しました。

また、特定非営利活動法人セルフセンター福岡が実施する研修やセミナーに対し、助成を行いました。

③ 障がい者応援まごころ企業の認定

「まごころ製品」の調達促進を図るため、「まごころ製品」を1年間に10万円以上購入した企業を「障がい者応援まごころ企業」に認定しました。(令和5年度 70社)

(3) 農福連携の促進

① 農業大学校を通した専門人材の育成

農福連携に取り組む意向のある事業所に対し、農業大学校で農業体験の機会を提供しました。

図表 3 農業体験の参加施設数等

項目	R3年度	R4年度	R5年度
開催日数	9日	7日	6日
延べ参加者数	83名	95名	68名
延べ参加施設数	19施設	17施設	20施設

② 農業高校を通した専門人材の確保

進路の選択肢の1つとなるよう、県内の農業高校生徒に対し、「障がい福祉」や「障がい者施設の取組紹介」の講義を行うとともに、障がい者施設での農業体験を実施するなど、専門人材の確保に努めました。

③ 専門家派遣

農業に取り組む事業所に対し、農業技術や農産物加工、販路開拓の専門家を派遣しました。

④ 農福連携マルシェの開催

農業に取り組む事業所がつくる農産物や農産加工品を販売する農福連携マルシェを開催しました。

⑤ 情報提供等

共同受注を一層推進するため、ＪＡ福岡中央会、福岡県商工会議所連合会、福岡県商工会連合会、福祉団体等が参画する福岡県共同受注推進協議会を設置し、共同受注の拡大に向けた取組を進めました。共同受注推進協議会の取組により、農業者と障がい者施設とのマッチングが成立しました。（再掲）

(4) 「まごころ製品」の情報発信

ウェブサイト「まごころ製品ショップ」では、「まごころ製品」のオンライン販売を行っています。

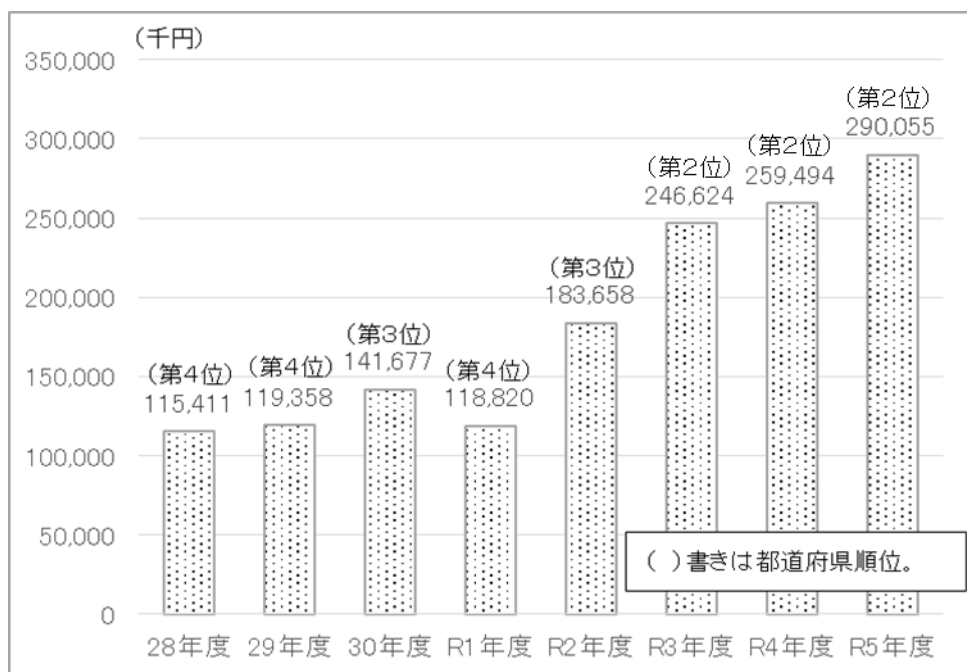
同サイトでは、個人の方が「まごころ製品」を購入できるほか、企業向けに事業所が提供できる役務・サービスを紹介するとともに、事業所

向けには、共同受注窓口で取扱中の仕事情報等を発信するようにしました。

(5) 障害者優先調達推進法施行に伴う発注促進に向けた取組

福岡県優先調達推進本部のもと、毎年度、「障がい者就労施設等からの「まごころ製品」の調達の推進を図る方針」を策定し、全庁挙げて優先調達を推進しました。

図表 4 優先調達実績の推移



2 工賃等の現状

(1) 工賃等の推移

平均工賃月額は、次の計算式により、求められます。[R5 工賃実績から適用]

$$\text{平均工賃月額} = \frac{\text{年間工賃支払総額}}{\text{開所日1日あたりの平均利用者数(※)}} \div 12\text{月}$$

(※年間延べ利用者数÷年間開所日数)

【参考】令和6年度障がい福祉サービス報酬改定による平均工賃月額の算定方法の見直し
障がい特性により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、
平均利用者数を用いた新しい計算式が導入されたもの

※旧計算式(R4 工賃実績まで)：年間工賃支払額÷各月の工賃支払対象者の総数

比較可能な令和 4 年度の実績を平成 18 年度（「工賃倍増 5 か年計画」策定前）、令和 2 年度（「工賃向上計画（第 4 期）」策定前）とそれぞれ比較すると、図表 5 のとおり、事業所数は増加しており、福祉的就労の場は拡大しています。

また、工賃支払総額についても、2,107,908 千円（対平成 18 年度比 166.4%増、対令和 2 年度比 24.5%増）と増加しています。

図表 6 のとおり、令和 5 年度から平均工賃月額の算定式が変更されたため、過去実績と令和 5 年度実績の単純な比較はできませんが、平均工賃月額及び 1 事業所あたりの工賃支払総額（年額）は、着実に上昇していることから、障がいのある人の収入は、増加していると考えます。

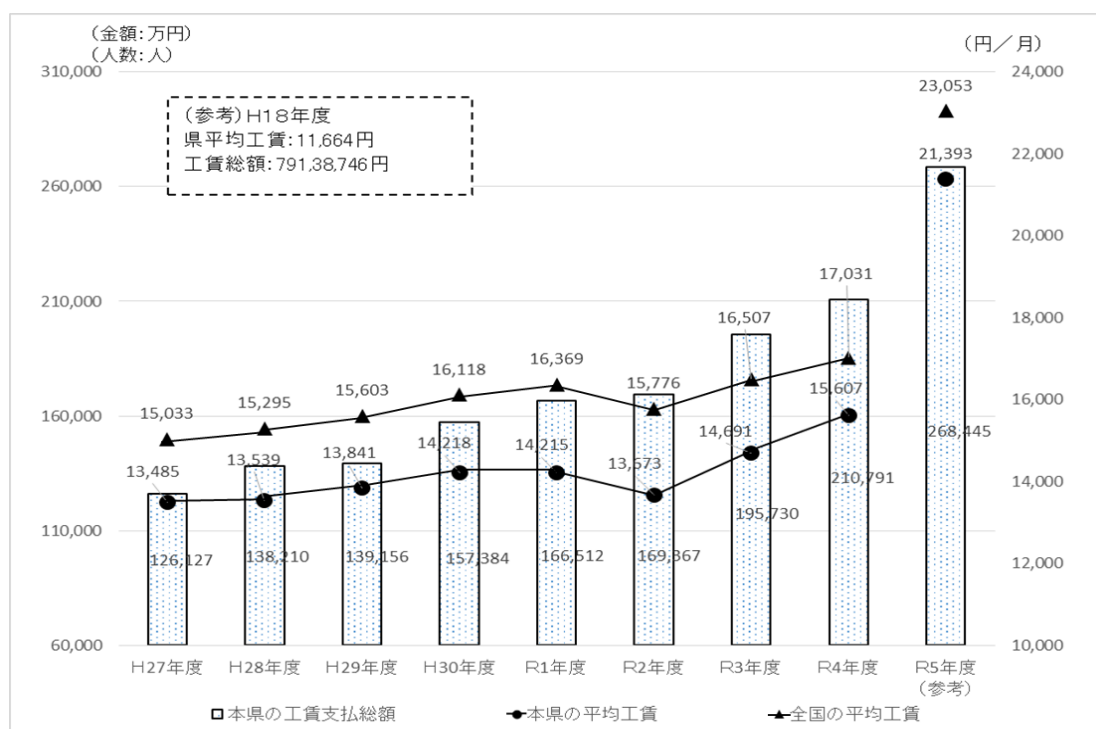
しかし、令和 5 年度の本県の平均工賃月額は 21,393 円と全国平均 23,053 円を下回っていることから、更なる工賃向上の取組が求められます。

図表 5 各計画策定時点における指標の比較

	H18年度	R2年度	R4年度	H18年度比		R2年度比		参考 (R5年度)
事業所数(A) (箇所)	193	538	601	408	211.4%	63	11.7%	704
工賃支払総額(B) (円)	791,398,746	1,693,665,582	2,107,908,266	1,316,509,520	166.4%	414,242,684	24.5%	2,684,447,975
平均工賃月額 (円)	11,664	13,673	15,607	3,943	33.8%	1,934	14.1%	21,393
1事業所あたりの 工賃支払総額(B/A) (円)	4,100,512	3,148,077	3,507,335					3,813,136

※各年度の工賃実績報告から集計

図表 6 平均工賃月額及び工賃総額の推移

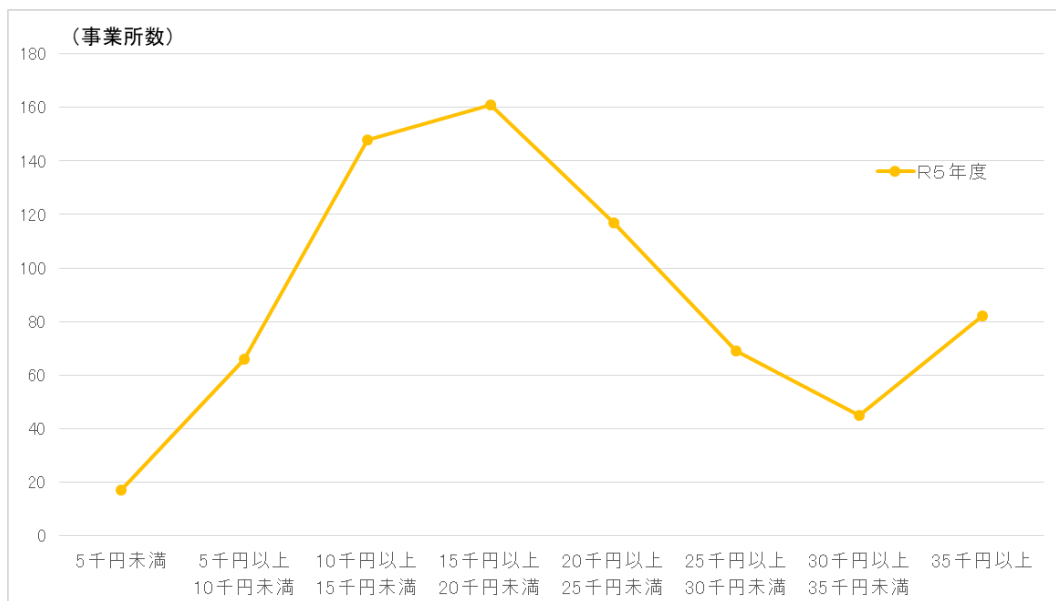


(2) 平均工賃月額別の事業所数の分布

令和5年度における平均工賃月額別の事業所分布状況は図表7のとおりです。本県では、10千円以上20千円未満の区分に全体の43.8%が集中しています。

平均工賃月額を上げていくためには、全国平均を下回る20千円未満の事業所に対し、引き続き、適切な支援を行う必要があります。

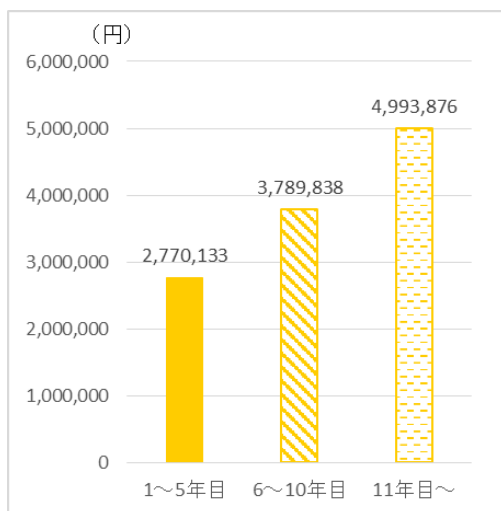
図表7 平均工賃月額別の事業所分布



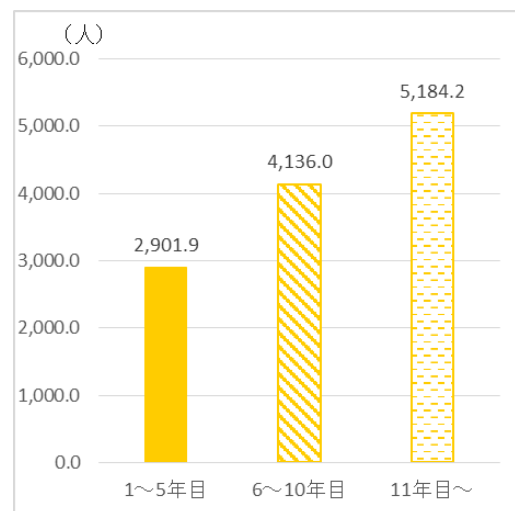
(3) 開所年数別の状況

工賃支払額や延べ対象者数は、開所年数に応じて増加する傾向にあります。(図表8及び図表9)

図表8
事業所当たりの工賃支払額



図表9
事業所当たりの延べ対象者数



(4) 生産活動の状況

事業所の生産活動の内容をみると、事業所自らが製造等を行う自主事業（オリジナル商品の製造・販売や自営農業など）に比べ、企業や農業者等から作業を請け負ったり、受託したりする事業所の割合が高くなっています。（図表 10）

生産活動のうち、農福連携に取り組む事業所は着実に増加していますが、農福連携に取り組む事業所では、「作業量の安定的な確保」（25.5%）、「職員の配置や農業技術を持った職員の確保」（25.5%）といった課題を抱えています。（図表 11）

こうした従来の作業状況に加えて、企業からの安定的な適正価格での発注の確保、全国的な物価高騰など企業活動や社会環境が変化しており、事業所においても生産活動の転換等を検討し、障がいのある人の働く場の確保に努めていく必要があります。

図表 10 事業所の生産活動の状況

	回答事業所数	割合
自主事業	460	32.4%
請負・受託等	960	67.6%

※R5年度工賃実績報告から集計（複数回答可）

図表 11 農福連携の主な課題

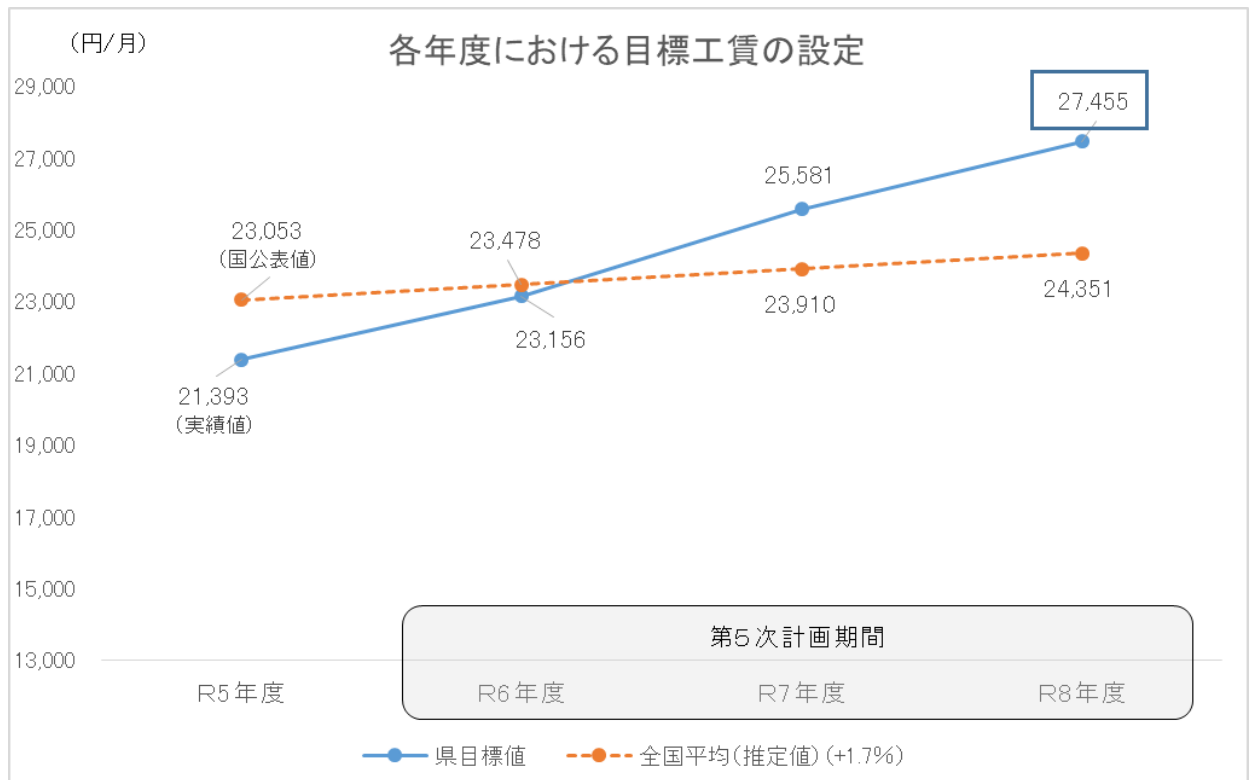
内 容	割合
作業量の安定的な確保	25.5%
職員の配置や農業技術を持った職員の確保	25.5%
農業技術の取得	10.0%
障がい特性に応じた作業の切り出し・創出	9.1%

※R5年度工賃実績報告から集計

第3章 目標工賃

1 目標工賃の設定

本県の工賃向上計画では、県総合計画（令和4年度～令和8年度）に掲げる、令和8年度に全国10位（平均工賃月額27,187円の水準）を目指し、県平均27,455円を目標に取組を進めます。



2 計画の進捗管理

令和8年度までの各年度において、本計画の達成状況の把握を行います。

第4章 具体的な方策

福岡県障がい者福祉計画（第6期）に基づき、就労継続支援（A型、B型）事業所を整備することにより、障がいのある人の働く場の確保を進めるとともに、障がいのある人の収入水準向上を図るため、次の事業に取り組みます。

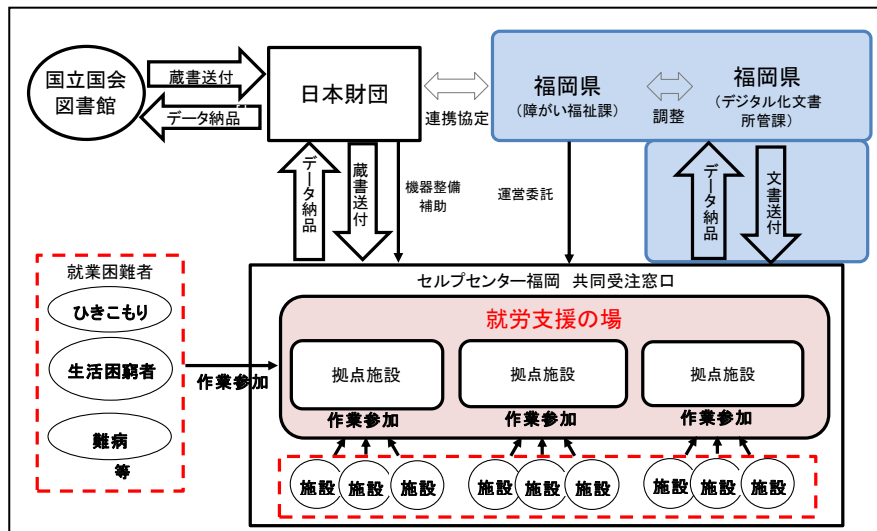
なお、事業の実施に際しては、各年度における予算の定めるところにより実施します。

1 共同受注の推進

（1）文書デジタル化等の推進

障がい福祉分野での支援実績を有する日本財団との連携のもと、複数の障がい者施設の利用者が共同で国立国会図書館等のデジタル化作業を行う「就労支援の場」の取組を進めるとともに、「就労支援の場」を活用し県公文書のデジタル化を推進します。

連携協定に基づく事業スキーム



また、特定非営利活動法人セルフセンター福岡が設置するIT作業センターの支援等、デジタル化事務等の継続的な受注確保を支援します。

（2）共同受注窓口の活性化

これまでの実績を踏まえ、民間事業者や市町村に対し、共同受注窓口への発注を促します。

2 経営力の強化

- (1) 指定権者による工賃向上に向けた指導
政令市、中核市と連携し、工賃の低い事業所に対する指導に取り組みます。
- (2) 各種研修会等の実施
経営や販売に関する研修会や優良事例を紹介する研修会等を実施し、事業所の管理者や職員の意識向上を図ります。

3 販売機会の提供及び認知度向上

- (1) 県庁舎等での販売機会の提供等
県庁地下1階に「まごころ製品ショップ」を設置し、「まごころ製品」の販売を行います。また、県庁1階ロビーにおいて「まごころ製品」や「まごころアート」の展示を行うなど県民の皆さんに「まごころ製品」を広くPRするとともに、販売機会を提供するため、県庁舎、県総合庁舎及び合同庁舎、県議会棟での販売会を継続して実施します。
- (2) 県イベント等での販売機会の提供
県が実施する各種イベントに参加する県民の皆さんに「まごころ製品」をPRするとともに、事業所に対し「まごころ製品」の販売機会を提供するため、関係各部と連携の上、イベントへの出店機会を提供します。
また、ウェブサイト「まごころ製品ショップ」も引き続き運営します。
- (3) 包括連携協定締結企業との協力
県と企業が締結する包括連携協定等に基づき、従業員への「まごころ製品」の販売や企業が持つ販売網の活用等により、販売機会の拡大に取り組めます。
- (4) 「まごころ製品」ロゴマークの活用
「まごころ製品」ロゴマークをホームページで公開し、活用を促すことで、ロゴマークを用いた「まごころ製品」のPRに取り組めます。

ウェブサイト「まごころ製品ショップ」 「まごころ製品」ロゴマーク



4 農福連携の推進

- (1) 農業大学校を通じた専門人材の育成
事業所に農作業を理解してもらうため、農業大学校での農業体験を行います。
- (2) 農業高校を通じた専門人材の確保
進路の選択肢の1つとなるよう、県内の農業高校生徒に対し、「障がい福祉」や「障がい者施設の取組紹介」の講義を行うとともに、障がい者施設での農業体験を実施する等、専門人材の確保に努めます。
- (3) 芋焼酎「自立」の販売促進
ラベルを障がい者アートとすることでアートと連携した広報活動を実施するとともに、各種広報媒体を活用して知名度の向上を図り、販売促進に取り組みます。
- (4) 農福連携マルシェの開催
事業所で作られた農産物、農産加工品の認知度向上のため、農福連携マルシェを開催します。

農福連携マルシェ（写真は令和5年度開催分）



5 優先調達の推進

県庁内に優先調達推進本部を設置し、全庁挙げて事業所からの調達推進に取り組みます。また、県内市町村における障がい者施設からの調達の促進を図ります。

第5章 推進体制

1 県の役割

県は、策定した工賃向上計画に基づき施策を展開するとともに、事業所における「工賃向上計画」の作成や推進を積極的に支援します。

また、各障がい者施設が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、市町村や関係機関との連携を深めます。

2 市町村の役割

地域で障がいのある人を支える仕組みを構築することが重要であり、地域自立支援協議会等を活用し、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援します。

また、障害者優先調達推進法に基づき、障がい者施設からの調達を推進します。

3 障がい者施設の役割

工賃の向上は、各事業所の就労支援に向けた強い意識や主体的な取組があって初めて実現が可能となるものです。

各事業所は、具体的な方法と目標、年次計画を定めた「工賃向上計画」を作成し、その実現に向けて、管理者のリーダーシップのもと、施設の職員と一丸となり、利用者、その家族及び地域とも連携しながら、工賃向上に向けた取組を進めます。